

【参考】平成30年度一般会計補正予算（第4号）の概要

「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成30年7月豪雨」の被災者に対する支援に必要な経費を追加するため、補正予算を編成。

- 住まいの安全・安心確保のための支援策として「仮設住宅制度」及び「大阪版被災住宅無利子融資制度」を実施。
- 7月中に制度を開始し、被災者の生活再建を支援。

【補正予算額】 157,094千円（国庫 10,192千円 災害救助基金 10,192千円 一般財源 136,710千円）

仮設住宅制度	応急仮設住宅制度（国制度）	<p>制度概要：住家の全壊、大規模半壊や避難指示となっている世帯に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅を提供（上限2年間）</p> <p>予算額 20,384千円（20世帯分）（国庫 10,192千円 災害救助基金 10,192千円） 〔債務負担行為 26,400千円〕</p>
	大阪版みなし仮設住宅制度（府独自制度）	<p>制度概要：住家の半壊や一部損壊など、災害救助法の対象にならない世帯に対して、大阪府独自のみなし仮設住宅を提供（大阪府と市町が共同で実施）（上限1年間）</p> <p>予算額 82,121千円（208世帯分）（一般財源 82,121千円） 〔債務負担行為 31,214千円〕</p>
大阪版被災住宅無利子融資制度（府独自制度）		<p>制度概要：府が指定する金融機関が行う被災住宅補修の融資に対し利子補給を行い、被災者の金利負担をゼロとする ⇒全壊、大規模半壊、半壊：借入上限300万円 一部損壊：借入上限200万円（借入期間：10年）</p> <p>対象経費：一部損壊を含めた被災住宅の補修費</p> <p>対象者：被災住宅の所有者等で一部損壊以上の「り災証明書」を交付されている方（各金融機関による融資審査有）</p> <p>府負担：・住宅金融支援機構 「災害復興住宅融資」の融資申込み時の利率を利子補給 ・民間金融機関（大阪シティ信用金庫） 0.55%を利子補給</p> <p>予算額 54,589千円（一般財源 54,589千円） 〔債務負担行為 325,035千円〕</p>